

取扱区分：公開

令和5年第3回

蓮田市農業委員会総会議事録

【注】 発言内容については、その要旨を掲載しています。ただし、発言そのものの記載ではありません。

この公開用議事録は、個人情報に関連すると思われる部分等については、●で消しています。

〔日 時〕 令和5年3月24日（金）

〔場 所〕 市役所西棟第3・4会議室

令和5年第3回 蓮田市農業委員会総会議事録

蓮田市農業委員会（会長）萩原 和夫は、令和5年第3回蓮田市農業委員会総会を市役所西棟第3・4会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 開催日時 令和5年3月24日（金） 午後2時00分

2 閉会日時 令和5年3月24日（金） 午後4時26分

3 出席委員（13人） ※番号は議席番号

1 番 萩原 和夫	2 番 門井 隆	4 番 野口 勇	5 番 田鍋 光男
6 番 齋藤 博司	7 番 高橋 建一	8 番 寺田 進	9 番 岩崎 久
10 番 山本 寿一	11 番 吉岡 政広	12 番 杉崎 國昭	13 番 原田 順一
14 番 竹内 幸男			

4 欠席農業委員（1人）

3 番 常見 淳

5 出席推進委員（6人） ※（ ）内は担当地区

（平野）渋谷 悟 （平野）山口 実 （蓮田）増田 雅暢 （蓮田）山口 恵司
（黒浜）新井 仁 （黒浜）小澤 はつ江

6 欠席推進委員（0人）

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農用地利用集積計画の利用権設定について

議案第2号 農用地利用配分計画案の作成に対する意見について

議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第6号 生産緑地法第17条の2の規定に基づく生産緑地の買取り申出に係るあっせんについて

議案第7号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

報告 1 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

報告 2 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について

報告 3 農地法第4条第1項第9号の規定による届出の受理について

報告 4 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について

報 告 5 不動産登記法第105条第2項の規定による仮登記情報について

報 告 6 埋蔵文化財包蔵地の試掘調査に伴う事業計画書の受理について

8 出席した農業委員会事務局職員（3人）

事務局長 中里 幸雄

事務局 茂木 郁

事務局 田嶋 諒大

9 傍聴人（0人）

なし

10 会議の概要

（事務局）

ただ今より、令和5年第3回蓮田市農業委員会総会を開催いたします。

開会にあたりまして、萩原会長よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

（会 長）— 会長挨拶 —

（事務局）

ありがとうございました。以後の進行は、会議規則により萩原会長にお願いいたします。

（議 長）

初めに、令和5年2月24日に開催いたしました令和5年第2回農業委員会総会の議事録（案）の記載内容につきまして確認をさせていただきます。委員の皆様には、議事録（案）を事前に送付させていただいておりますので、議事録（案）の内容を確認していただいていることと存じます。内容に問題がなければ、この場でご署名をいただき、議事録とさせていただきます。

委員の皆様には伺います。何か修正の必要な箇所はございますか。

なし。

（議 長）

修正箇所等、無いようですので、ご署名をいただきたいと思います。存じます。

それでは、私の署名に続き、●●●●、●●●●お願いいたします。

続きまして、本日の農業委員の出欠状況につきまして、報告いたします。

本日は、●●●●から欠席との連絡がございました。

従いまして、出席委員は14名中13名でございます。総会に必要な定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、推進委員の出欠状況でございますが、欠席者は無く、6名全員の出席をいただいております。

次に、本日の会議の議事録署名人の指名をいたします。

●●●●、●●●●をお願いいたします。

それではただ今から、議事に入ります。本日の提出議案につきましては、事前に配布させていただきました議案書のとおりでございます。また、報告案件につきましても、議案書のとおりでございます。

よって、農地法などの法令許可等に関する議案は、議案第1号から議案第7号でございます。また、報告案件は、報告1から報告6でございます。

本日も、審議案件が大変多いことから時間短縮のため、各委員及び事務局からの説明等、最低限に割愛させていただきたいと存じます。ご理解、ご協力等よろしくお願いいたします。

初めに、議案書1ページ、議案第1号「農用地利用集積計画の利用権設定について」でございます。

議案第1号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第1号、議案書朗読 —

(議長)

議案第1号のうち、新規設定の番号1から番号28につきましては、関連がありますので、併せまして担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

先日、借受ける●●●の責任者の方に話を伺ったところ、もうすぐ第3期目の工事も完了予定とのことでした。地権者の方々と話をした結果、農用地の集積を行い、中間管理機構を通しての利用権設定になったとのことでした。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

委員さんからお話があったとおり、改良工事の第3期までの区分となります。元々、改良の農地転用を出す際の耕作予定者も●●●さんであり、予定通り借受けるということで、後の議案第2号の配分計画にもあがってきています。

特に問題はないかと思いますが、よろしくお願いいたします。

(議長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、新規設定の番号1から番号28につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号、新規設定の番号1から番号28につきましては、承認することといたします。

次に議案第1号のうち、新規設定の番号29と番号30につきましては、関連がありますので、併せまして担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

以前から畑を借り耕作している方からの話では、借り入れ地がかなり増えたことから、支払いの手間がかかってしまっているという理由で、農林公社を通して支払いを随時進めていきたいということでした。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

(委員)

場所はどの辺ですか。

(委員)

場所は、●●の集落内で●道を挟んだ両側になります。

(議長)

他には何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、新規設定の番号29と番号30につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号、新規設定の番号29と番号30につきましては、承認することといたします。

次に議案第1号のうち、新規設定の番号31につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

関係者から話を聞くことができなかったので、事務局から詳しい説明をお願いします。

(事務局)

配分計画で配分される予定の、●●●●さんという方が耕作されるということです。お住まいが●●●なのですが、昨年から●●で就農したいというご相談を農政課で受けておりました。当初は、補助金等も検討されたそうですが、居住地を●●市に移すことが難しいということで、補助金申請を断念されましたが、ここを借り入れしたいということで、公社を通すというご希望のとおり申請に至りました。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

年齢はおいくつくらいの方ですか。

(事務局)

●●代から●●代前半と思われます。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、新規設定の番号31につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号、新規設定の番号31につきましては、承認することといたします。
次に議案書9ページ、議案第2号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第2号、議案書朗読 —

(議長)

議案第2号のうち、新規設定の番号1につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

議案第1号と関連があり、場所は、議案第1号と同じになります。

中間管理機構より●●にある●●●●さんが農地を借り入れることとなり、利用権の設定に至ったとのことでした。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号、新規設定の番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第2号、新規設定の番号1につきましては、承認することといたします。

次に議案第2号のうち、新規設定の番号2につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

先ほどと同じなのですが、借り上げる方は、●●地域を中心に耕作している●●●●代表の●●●●さんです。若い人を大勢雇ってやっているのですが、借り入れ地が多く手続きに時間を要し、小作料の支払いが滞っているそうです。そこで中間管理による貸し付けを受けることで、貸し付け人に支払いの遅延による迷惑をかけないようにしたいとのことでした。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第２号、新規設定の番号２につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第２号、新規設定の番号２につきましては、承認することといたします。

次に議案第２号のうち、新規設定の番号３につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(議 長)

事務局の方で補足説明をお願いします。

(事務局)

受人は、先ほど説明した●●●●さんになります。公社の方と何回かお話し、お任せできるのではないかとということになりました。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第２号、新規設定の番号３につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第２号、新規設定の番号３につきましては、承認することといたします。

次に、議案書１７ページ、議案第３号「農地法第３条第１項の規定による許可申請の許可

について」でございます。

議案第3号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第3号、議案書朗読 —

(議長)

次に議案第3号の番号1につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

場所の確認に行ったところ、偶然、譲受人が作業しておられました。お話を伺ったところ、譲渡人のご高齢で耕作できないという理由で、申請に至ったとのことでした。

畑の様子もきれいに整地しており、すぐに農地として使える状態です。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の2ページをご覧ください。

全部効率利用要件として、3月3日(金)に全て耕作を確認しております。

農作業常時従事要件として、ご本人が250日以上、奥様が250日以上、合わせて年間150日以上であることを確認しております。

下限面積要件として、自作地●●●●㎡、申請地●●●㎡、計●●●●㎡で合計面積が40アール以上であることを確認しております。

地域との調和要件として、現況が畑、取得後の計画も畑となります。

申請理由は、委員さんのご説明のとおりです。

農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上、補足説明といたしまして、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

(議長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第3号の番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第3号の番号1につきましては、承認することといたします。

次に議案第3号の番号2につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

ー 所在地についての説明 ー

譲受人に直接お話を伺いました。譲渡人がご高齢で畑ができないということで、申請に至ったとのことでした。

現地の畑ですが、きれいになっており、草もほとんどない状態でした。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の6ページをご覧ください。

全部効率利用要件として、3月3日(金)に全て耕作を確認しております。

農作業常時従事要件として、ご本人120日以上、ご主人が60日以上、合わせて150日以上であることを確認しております。

下限面積要件として、自作地●●●●㎡、申請地●●●㎡、計●●●●㎡で40アール以上であることを確認しております。

地域との調和要件として、現況畑、取得後の計画も畑となっております。

今回の申請に関連し、議案書28ページの報告3をご覧ください。こちらは自宅前の農地を一部農作業用通路として、2アール未満の農業用施設としての届出も出していただいております。

農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上、補足説明といたしまして、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

議案第3号の1番、議案第3号の2番で面積がかなり違うのですが、公図を見るとそんなに変わらない気がします。実際にはいかがですか。

(事務局)

その件につきまして、ご本人様も登記所の公図が少し違うと思われ、登記所と相談したそうですが、地図を訂正するには至らなかったということです。

元々、地番の位置等について、入れ違っている状態で耕作をしていたようです。

左隣の●●●●と今回購入する●●●●について、公図上の位置が逆なのではないかと考えられ、実際の耕作もお互いに公図位置とは逆の土地を使っていたようです。今回、購入するにあたり、地図の錯誤の解消も含め、購入するということで話を進めているそうです。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第3号、番号2につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第3号の番号2につきましては、承認することといたします。

次に議案書18ページ、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。

議案第4号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第4号、議案書朗読 —

(議 案)

次に議案第4号、番号1につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

子どもさん夫婦と同居するにあたり、ようやく農振除外の手続きも終わり、二世帯住宅を増築したいということです。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の1ページをご覧ください。

場所は農業振興地域内ですが、除外証明の添付を確認しております。

申請地は、第2種農地(農用地域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地)となります。

申請目的、理由については、委員さんのご説明のとおりです。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画については、上水は既存住宅に引き込み済み、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水は集落排水へ接続となります。

3月7日に現地確認しております。

前回の総会で審議保留となっていた案件ですが、今回、建築の見込み有りとの連絡を受けたため、ご審議の程よろしくお願いいたします。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

除外が出ている案件ですから、4条許可はほぼ可能かと思うのですが、通常、親の土地を転用して借り受けるには、一般的に5条許可を受けることが多かったため、今回は、珍しい案件かと思います。二世帯住宅として増築されて、結果的に一軒家になるということで、4条許可申請に至ったと思うのですが、除外の段階でわかっていたのでしょうか。

(事務局)

今のお話のとおり、親の敷地にもう一軒住宅を建てる場合は、5条申請で問題ないと思いますが、除外の段階から増築という申請であがってきています。住宅1棟建てるという計画が最初にあったかどうかはわかりません。

よって、あくまでも所有者さんがご自宅を増築するという計画だったため、4条申請ということとなります。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第4号の番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第4号の番号1につきましては、承認することといたします。

次に、議案書19ページ、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。

それでは、議案第5号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局)

読み上げる前に、議案第5号の番号3については、建築指導課開発担当から開発申請手続きが間に合っていないということで、本日の審議からは外させていただきます。

— 議案第5号、議案書朗読 —

(議長)

次に議案第5号、番号1につきまして担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

現地は草が刈っており、問題ないと思います。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の3ページをご覧ください。

農業振興地域内の農地ですが、除外証明の添付を確認しております。

申請者の欄ですが、譲受人の住所が途中までの記載となっておりました。先ほど読み上げた議案書の方に正しく表記されていますので訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

申請地の概要としては、第2種農地(農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地)となります。

申請目的としては、住宅敷地です。

申請者は現在●●の妻の実家で生活をしていますが、子供の成長とともに手狭になったため、新居の計画をしました。申請地は国道が近いので交通の便が良く、子供の通う小学校も近いことから適地であるため選定したということです。

資金計画については、事務局の方で確認しております。

給排水計画については、上水は市道本管より取出し、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水は、合併浄化槽処理後、道路側溝へ放流します。

3月7日に現地確認をしております。

(議長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

ここは調整区域のため、家を建てるためには親族でなければならない等の縛りがあるかと思いますが、何か例外的に家を建てられるのですか。

(事務局)

昨年４月から、開発許可申請の要件が変わり、調整区域の農地は、親族の方以外は自己用住宅を建てられないということになりました。それ以前に農振除外の申請があったものについては、前の制度が適用され申請が可能となっています。

こちらの申請については、農振除外の申請時には、開発の制度が変わっていなかったため、本件も以前の制度の適用を受けて建築ができることになります。

(事務局)

昨年４月から、開発における制度が変わったそうです。農振除外を受けるために、概ね１年半かかっています。そのため農振除外申請自体は一昨年に申請されて、制度が変わる前に除外申請を行ったため、親族の土地以外の土地を条件付きで購入することができたものです。

(委 員)

以前よく聞きました、６親等内という考え方はなくなったのでしょうか。

(事務局)

それは残っていますが、以前は土地所有者ということではなく、調整区域に６親等以内の方が住まわれている場合、いくつかの条件に基づき、その地域の調整区域内にある第三者の土地を条件付きで購入することができました。現在は、親族の土地でしか住宅を建てることができなくなっております。

先ほどの説明にもありましたが、昨年の４月に開発の制度が変わり、その何か月か前までに条件付きの仮登記を入れておかねばなりませんでした。

これは農地法の関係ではなく、埼玉県条例の開発関係の制度が変更になったものです。そういった関係からか、最近では、５条申請の案件数が減っているように感じます。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第５号、番号１につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第５号、番号１につきましては、承認することといたします。

次に議案第5号、番号2につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委員)

ー 所在地についての説明 ー

譲渡人に直接お話を伺うことができました。補足説明資料の申請理由と同じで、申請者は現在、妻と子供の4人で借家に住んでおり、子供の成長に伴い手狭になったため、将来のことを考え自己用住宅の建築を検討しました。申請地は小中学校にも近く、妻の実家へも車で10分の距離で、適地であるため申請に至ったとお聞きしました。

現地の状態ですが、事前着工もなく、適切に管理をされていました。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の5ページをご覧ください。

こちらにも農業振興地域内の農地ですが、除外証明書の添付を確認しております。

こちらについても先ほどと同様、制度が変わる前の除外申請受付分となっております。

申請目的、理由については、委員さんのご説明のとおりです。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画について、上水は市上水道、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水は農業集落排水となります。

3月7日に現地確認をしております。

(議長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第5号、番号2につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第5号、番号2につきましては、承認することといたします。

次に議案書20ページ、議案第5号の番号3でございますが、この案件につきましては、先ほど事務局から説明がありましたとおり、本日の審議は見送りとさせていただきます。

次に議案書21ページ、議案第6号「生産緑地法17条の2の規定に基づく生産緑地の買取り申出に係るあっせんについて」でございます。

議案第 6 号につきまして、事務局から朗読及び説明をいたします。

(事務局) — 議案第 6 号、議案書朗読 —

(議 長)

ただ今の事務局からの説明等につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第 6 号、番号 1 につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第 6 号、番号 1 につきましては、承認することといたします。

次に、議案書 22 ページ、議案第 7 号「令和 5 年度 最適化活動の目標設定について」で
ございます。

議案第 7 号につきまして、事務局から朗読及び説明をいたします。

(事務局) — 議案第 7 号、議案書朗読 —

前回の総会時に案をお配りした内容ですが、一部、急きょ変更になった箇所がございます。
別紙様式 1「令和 5 年度最適化活動の目標の設定等（案）」という資料の 3 ページ目、(3)
新規参入の促進 ②目標 と書いてある所で、「権利移動面積」に、「令和元年度」、「令
和 2 年度」、「令和 3 年度」と記載があります。前回、ここには、「平成 28 年度」、「平
成 29 年度」、「平成 30 年度」、という固定の年度が入っていたのですが、その部分を今
回は変動式で過去 3 年間とすると県の方から連絡があったため、ここだけ変更させていただ
きました。その他は、前回お配りした案と同じ内容になっております。

先日、3 月 20 日までパブリックコメントを実施しましたが、特に市民の方等からのご意
見はありませんでした。

皆様で内容を確認いただき、今までであれば 6 月頃に設定をしていましたが、今年度は 3
月 31 日までに報告をすることとなりましたので、急きょ議案をあげさせていただきました。

(議 長)

ただ今の事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等、ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第7号、「令和5年度 最適化活動の目標設定について」につきまして、承認することと賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第7号、「令和5年度 最適化活動の目標設定について」につきましては、承認することといたします。

— 休 憩 —

(議 長)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、議案書23ページ以降の 報告1から報告6につきまして、事務局より朗読と説明をお願いします。

(事務局) — 報告1から報告6、議案書朗読 —

(議 長)

ただ今、朗読、説明等いたしました、報告1から報告6につきまして、質問などがありましたら、挙手をお願いいたします。

質問・意見なし。

(議 長)

よろしいですか。特に質問等が無いようですので、報告事項は終わります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了いたしました。

この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

(委 員)

補足説明資料の農地法第3条関係、2ページと6ページの部分についてです。前回審議がありましたが、下限面積要件が許可基準ではなくなるのですが、参考という形で耕作面積を残してもよいのではないかと考えます。

(事務局)

審査基準の中で、第5号の下限面積自体が削除されます。下限面積要件が表の中に記載されるのではなく、その他の欄に耕作面積について記載するように変更させていただいてもよろしいでしょうか。全体の面積として、40アールを上回っている、もしくは下回っているという形で参考として記載させていただきます。

(議 長)

他に何かございますか。

(委 員)

提案なのですが、マスクを着けて話されると聞き取りにくい状況です。質問者だけマスクを取り、質問してもらおうというのはどうでしょうか。

(事務局)

検討させていただきます。

(議 長)

他に何かございますか。

「なし」の発言。

(議 長)

よろしいでしょうか。

本日は、委員皆様の慎重なる審査とご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

— 事務局からの連絡・報告事項 —

(事務局)

閉会の言葉を、副会長よりお願いいたします。

(副会長) — 副会長挨拶 —